

第8回会合「継続的安全性向上を進める上での規制機関の在り方」から得られた学び

継続的な安全性向上に関する検討チーム 谷川

1. 「市場の倫理」と「統治の倫理」

- 「市場の倫理 統治の倫理」（ジェイン・ジェイコブス）でも述べられているように、他者との協力関係の構築を目的とする「市場の倫理」と、集団における秩序の維持を目的とする「統治の倫理」の2つの道德体系をきちんと区別し、自覚的に選択することが必要不可欠である。
- 「市場の倫理」を使った政策の例として、急性期病院経営改革におけるDPCの活用がある。診療報酬が上がるということが組織的なインセンティブにはなるが、これは主に院長などの医療経営者が感じるものである。むしろ現場においては、自分たちが行っている医療が質のよいものなのかどうかについてベンチマークを見ることができ、それが質の改善につながっているということがあり、専門家としての倫理観、ひいては競争意識を良い意味で刺激できるところが大きかったのではないかと思う。

2. 規制機関の在り方について

- 安全を担保するための原子力規制というものは、バックフィットも含めて統治の倫理を徹底して取り組まなければならない。
- 新たな知見や欠けを取り入れ、自らの考え方を改めるということは、自分自身の専門性を高め続けるという営みであって、これは市場の倫理に通じるものではないか。
- 電力事業者は地域独占環境にあり、市場倫理が非常に薄い企業風土であるように思われる。加えて、立地自治体との関係性や、規制当局とのやりとりをかさねることによって、規制当局の指示をきちんと守っていればそれでよい、先生の言うことをきくいい子であればよいのだという統治の倫理に過度に傾いた企業風土が醸成されがちであるということはいくつもよく認識しておく必要がある。

- DPCの事例を参考にすると、電力事業者に市場の倫理を取り入れていくためには、電力事業者間の相対的な評価を見せていくのがよいのではないかと思う。
- 原子力規制委員会がこれまで行ってきた電力事業者との意見交換については、統治の倫理と市場の倫理が混ざった議論をしている可能性がある。そこで、規制に関する議論とは別の場をしつらえ、市場の倫理に基づく議論・意見交換をしてはどうか。
- 強制と自主の間の中間的なアプローチは、強制でやってきたことを自主に移すものではなく、従来は自主で放任だったものを規制機関が見るようになる、混ぜるのではなく足すものだと考えられるが、相当慎重に制度設計をしなければ混ざってしまうおそれがある。

3. 規制機関、事業者以外のステークホルダーについて

- 電力会社が規制機関よりも地元の了解を得ることをより重要なハードルと考えている中で、市場の倫理に基づく活動をどう促すかを考えるとき、立地地域を含めたステークホルダーとの関わり方についても考えていく必要がある。
- 規制機関が推進当局と一緒に地元へ行って、こんなに安全ですと説明していたという安全神話の反省の上に今の組織があることからしても、地元了解プロセスとは距離を置く必要がある。立地地域とのコミュニケーションを考えるに当たっては、弊害を生む可能性もあり、注意深く検討していく必要がある。また、各ステークホルダーはどうしてもそれぞれの思惑を果たそうとしがちであり、市場の倫理に基づく議論の場を確保していくことには難しさがある。